

「ネーションを越えて（その2）」

浅野慎一（神戸大学）

序．本講の課題と目的

課題：日本を主な対象として、「nation（国家・国民・民族）」の歴史・現状・未来について考察。

①「あなたは何人？」。血統・出生居住地・国籍・文化。「nation（国家・国民・民族）」の曖昧さ。

②「『nation（国家・国民・民族）』はいつまで続く？」。

20世紀中葉、国民主権・民族解放（＝民主的な国民国家）の達成。

BUT 深刻で多様な政治・社会的諸問題。「不幸」の原因としての国家・国際（国家間）関係。

国民主権の国民国家、国際秩序：人類の課題解決能力・統治能力・信頼を希薄化。

国民主権（外国籍者の排除）と基本的人権（普遍的権利）の矛盾。

→国民主権・民族解放を乗り越えた新たな社会の模索。（＝ポスト・コロニアリズム）。

日本・日本人を素材として、ポスト・コロニアルの新たな社会像 & その主体を模索。

I．「単一民族神話」の幻想と現実

日本：「単一民族神話」

①「単一民族」：幻想・「神話」にすぎない。「多民族社会・日本」。

②「単一民族」：「単一民族」を前提にする社会システムが現存。生きた「神話」として機能。

1) 移民：移民国家 & 非移民国家（日本）

2) 外国人出稼ぎ労働者：日本・ドイツ・フランスの比較

3) 難民：日本：戦後一貫して受け入れに消極的。

4) 先住民・民族的マイノリティ

a) 先住民アイヌ：

日本政府：1980年、国連に「日本には少数民族はいない」と報告。

中曽根康弘首相、「日本は単一民族国家」発言。アイヌから反発。

1987年、国連に「アイヌ＝少数民族」と報告。（≠「先住民」）。

1997年、「旧土人保護法」→「アイヌ文化振興法」。

2008年、「先住民」と認定。BUT 先住民固有の諸権利（政治参画・土地所有・経済生活基盤等）は未確立。

進学・就職・結婚・入居等での差別。

b) 朝鮮系・中国系等の日本国民≠「少数民族」「独自のエスニシティ」。

改姓・日本的氏名。（戦前：植民地での「創氏改名」）。

1985年まで、「帰化」認定：日本的な氏名への変更・改名を義務化。

1985年以後も、実質的な改名圧力。

5) 定住外国人

a) 国籍の変遷（在日韓国朝鮮人・中国人）

戦前：朝鮮人・台湾人：大日本帝国臣民（日本国籍）。日本列島に多数来住。

日本敗戦＝植民地解放。日本列島在住者：日本国籍のまま。

1947年、外国人登録令（勅令）：「当分の間、外国人とみなす」。

1952年、日本政府：「旧植民地出身者とその子供＝一律に外国人」と宣告。

1) 1949年、吉田総理書簡。歴史認識の欠如、民族的偏見、東西冷戦（共産主義への警戒）。

2) 1950年代の国会審議：「日本に少数民族問題を残さず」「外国籍者はいずれ帰還」。

吉田首相答弁：治安対策の観点から「国籍選択ではなく、帰化方式」を検討。

←a) 東西冷戦。日本：「反共産主義の防壁」。戦争責任・植民地問題に踏み込まず。

朝鮮・中国：分断国家 & 軍事独裁政権樹立。個人の自由選択権を軽視。

b) 戦後、「韓国→日本」への新たな人流。

東西冷戦・分断（独裁）国家：済州島事件、朝鮮戦争。

c) 民族解放・民族自決：「正義」。

日本に固有の戦後処理＋ポスト・コロニアルの世界（東西冷戦、軍事独裁、民族解放の「正義」）

日本国籍喪失

→1) 永住権・絶対的居住権のリスク。

- 2) 指紋押捺・外国人登録、家族登録制、在留カード。
 - 3) 教師・公務員としての就職制限。
 - 4) 社会保障の制約。戦争被害の補償制度から排除。
 - 5) 参政権。
- b) 民族教育（朝鮮学校）（呉永鎬「揺れ動く公教育の境界線」2020）

日本敗戦＝植民地解放：1946～47年頃、多数の民族学校（朝鮮学校）が発足。
1947年、文部省：朝鮮人学校を府県は認可して差し支えないとの方針。
民族学校も正式の学校（学校教育法第1条校）と認定。

BUT 東西冷戦の本格化→GHQ・文部省：方針転換。

1948年、民族学校の閉鎖・改組を命令。

1949年、日本政府：朝鮮人学校の閉鎖・廃校を都道府県に指示。

1952年、日本政府：「日本国籍を喪失した朝鮮人には就学義務なし」。

BUT 1950～60年代、政府の措置に反して、地方自治体が公立朝鮮学校設置。

→1) 日本社会から批判。

2) 学校の内部でも多様な矛盾・対立。

BUT 「目の前にいる子供達のために最善を尽くす」教育実践を模索。

1965年、文部省：「朝鮮人学校は学校教育法第1条に規定する学校とは認可しない。…各種学校としても認可しない」旨の通達。

& 在日朝鮮人の中でも公立朝鮮学校への一定の批判。民族解放・民族教育の「自主化」。

→1966年までに公立朝鮮学校はすべて廃止。

文部省の通達に反し、各府県が朝鮮学校を各種学校として認可。

BUT 教育基本法第1条：教育の目的＝「（日本）国民の育成」。

外国人保護者には就学義務が課されず。就学案内（≠就学通知）。

義務教育段階での退学も可。

2019年、文科省調査：日本に住む義務教育相当年齢の外国籍児の約16%・2万人が不就学。

小括

- ① 「単一民族神話」：「幻想・神話にすぎない」、「実際は多民族社会」と批判するのは容易。
BUT 「単一民族神話」の最大の問題：“生きた神話”として実際に機能していること。
- ② 「単一民族神話（同化強制）」を批判、「多文化共生」「統合」「包摂」を賛美も容易。
BUT 1) 階級・階層・雇用格差の是正の見通しをもたない「共生」「統合」「包摂」：欺瞞・矛盾の隠蔽。
2) 差異に基づく差別、抑圧的な民族文化も。「同化」と「統合」の二者択一では解決せず。
3) 普遍的人権（に基づく「包摂」）とは？、ヨーロッパ中心主義批判、多元主義からの批判。
- ③ 「単一民族神話」の克服：ポスト・コロニアルの歴史的視座が不可欠。
グローバリゼーション（グローバルな資本蓄積と労働力調達）。
- ④ 「日本・日本人」をこそ知る必要。
 - 1) 関係性としての「nation」。
日本社会で「外国人・異民族」を理解するには、「日本人とは何か」を知る必要。
 - 2) 「nation」：社会変動の中で、主観的－相互主観的に生成－変化。
差別・排除の道徳的・規範的批判の非現実性。
 - 3) 戦後の日本人の特徴：民族意識なき「単一民族神話」
民族意識希薄 BUT or SO 「単一民族神話」
民族差別に直面する人々の葛藤・矛盾を共有する認知枠の喪失。
＝「単一民族神話」の最大の社会的基盤。